



# 生活実態に配慮した生活保護行政を 市民の苦情・意見に住民目線で真摯な対応を

6月3日の本会議2日目一般質問の4番目で藤田議員が1、市民の苦情や意見について市民目線での対応を問う。2、憲法の立場に立ち米原市の生活保護行政について問う。の2点について当局の姿勢を追及しました。

## 高校生アルバイトで一律不正受給は不当

6月議会一般質問で、市民の苦情対応の問題で住民の立場で真摯に対応すること、そして生活保護の返還問題、特に高校生のアルバイト問題について追及しました。

Q、市民が逮捕される事案。マニュアルは。A、市では、不当要求行為などを未然に防止するとともに、不当要求に対して統一的な対応方針を定め、明確な対応を講じるため、平成17年に米原市不当要求行為等対策規程を制定しています。また、平成19年には、組織対応の具体例を記載した、不当要求行為等対応マニュアルを警察署の助言もいただき、作成済みです。

生活保護をめぐっては、国においては3年間で最大10%の引き下げが行われ、また生活保護バッシングが行われています。最近高校生のアルバイトや奨学金で、申告漏れがあることを理由に、不正受給とする対応が問題とされています。高校生のアルバイトは、修学旅行やクラブ活動、また自動車免許の取得、資格の取得等自立にとつて欠かせないものです。それに対して一律に不正受給とすることは許されません。生活保護は憲法25条で保障された「健康で文化的な生活」の基本となるものです。影響は生活保護世帯だけではなく、社会保障の根幹にかかる問題です。

Q、平成26年度中に不正受給とした件数は。A、新たに徴収決定を行った件数は、全部で18件になります。

Q、どのような調査で、どのようなケースか。A、18件のうち、多かったのが、親族からの送金のケースが5件、稼働収入の無申告が5件です。うち1件が高校生のアルバイトでした。

Q、クレームと市民の意見苦情の違いは。A、クレームとされるのは、対応や判断について執拗であったり、特にその手法が言いがかりと受け取られるような申立てをする人のことを指すものと考えております。

Q、苦情の中に、平行線をたどっているケースがあるが、解決の接点は。第三者による対応はできないか。A、個別の相談事案については、協議経過を踏まえた対応経過があり具体的な発言は差し控えたい。第三者機関等の考え方は、相談内容によって関係部署が必要なら相談窓口を紹介するなど、個別に対応をさせていたいただいているところです。裁判所以外による解決を図る第三者機関の設置は、事案ごとに慎重に判断すべきと考えております。

Q、ケースワーカーの指導が不十分で不正受給となったケースは。A、ケース診断会議の活用等によりまして、問題点を把握し、検討し、組織的に対応しています。不正受給の未然防止対策の徹底につきましたも、未申告や申告漏れ、虚偽の申告がないよう指導するとともに、証拠となる資料の添付により正確を期しています。こうしたことからケースワーカーの指導については、十分対応していると考えています。

Q、職員の苦情に対する情報の共有と研修は。A、まずは困っておられる相談者の立場に立ってお話をお聴きし、必要な部署への情報提供や共有を行い、組織での判断結果をもって対応させていただいております。市の独自研修として、市民の意見や思いの聴き取り方を学ぶ接遇研修のほか、不当要求対策研修やヘビークレーム対応研修など、継続して実施しています。

6月議会の中で、議員の討論や一般質問に対して、議会最終日に2件の発言取消命令が出されました。その1件は清水議員の発言です。議事録からは抹消されてしまいましたが、その発言は、なかつたこと事になります。しかし議会はあくまでも「言論の府」であり、なぜその発言のどの部分が問題であったのか、本当に取り消すような問題だったのか、法律や条例等からみてどうなのか、後から検証できることが必要です。発言自体がなかつたことになれば批判や反論もできません。基本的に議員の議会での発言は自己責任で行い、言論には言論で対応すべきです。

6月3日の本会議2日目一般質問の4番目で藤田議員が1、市民の苦情や意見について市民目線での対応を問う。2、憲法の立場に立ち米原市の生活保護行政について問う。の2点について当局の姿勢を追及しました。